●水道料金について

質問 水道料金の支払い方法は?

回答 水道料金は2か月ごとに検針を行い、その使用水量に基づき、料金を算出・請求します。納入通知書(請求書)には支払期限が明記されていますので、期限内にお支払い下さい。

納入期限を経過しますと督促状が発行されます。さらにお支払いがないときには、あらかじめお 知らせしたうえで給水を停止することがあります。

お支払いは次の2通りの方法があります。

[納入通知書]

納入通知書でお支払いいただく方法です。金融機関、コンビニエンスストア及び水道料金センター窓口で取扱いしています。納入通知書の発送は検針月の25日(休日の場合は直前営業日)です。

[口座振替]

お客様の預金口座から2か月に1回、自動引落しによってお支払いいただく方法です。口座振替依頼書にお客様番号を記入のうえ、預金通帳と届け印を持参し、金融機関へ直接お申込み下さい。口座振替日は、検針した月の翌月10日(休日の場合は翌営業日)です。

質問 水道料金のしくみはどうなっているのでしょうか?

回答 水道料金は、使用水量に応じ、料金表により計算します。2か月間の水道使用量のうち0~16立方 メートルまでの分は基本料金のみが適用され、16立方メートルを超えた分は基本料金に従量料金 を加えて計算します。

[基本料金表] 基本料金は水道メーターの口径によって変わります。

口径	基本料金
13mm	930円
20mm	1,350円
25mm	2,000円

口径	基本料金			
40mm	6,200円			
50mm	11,300円			
75mm	23,500円			

口径	基本料金			
100mm	38,500∄			
150mm	82,800円			

[※]上記の金額は1か月分の基本料金です。水道料金の検針・請求は2か月ごとに行いますので2か月分の基本料金となります。上表の金額には消費税及び地方消費税相当額は含まれていません。

[従量料金表]

使用水量	従量料金(1立方メートルあたりの料金)		
	13·20·25mm	40·50mm	75·100·150mm
16立方メートルを超え40立方メートル以下のもの	155⊕		
40立方メートルを超え200立方メートル以下のもの	195⊕	195円	
200立方メートルを超え600立方メートル以下のもの	255⊕	255円	255円
600立方メートルを超え2,000立方メートル以下のもの	315⊕	315円	315円
2,000立方メートルを超えるもの	355⊕	355円	355円

[※]上記の金額は専用給水装置・一般用の従量料金です。上表の金額には消費税及び地方消費税相当額は含まれていません。

以一夕一交換への習品力をお願いします。

水道課では、計量法により定められた有効期限が満了を迎える水道メーターを毎年4,000個以上交換しています。

交換作業は、水道課が委託した銚子管工事協同組合加盟の 水道工事事業者が、対象となるご家庭に直接伺い実施します。 交換作業の料金は、無料です。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

※メーターボックスの上に物を置かないでください。

※危険のないよう、犬はつないでおいてください。

水道課では、ご依頼のない水質検査をはじめ、浄水器等の販売・貸し出し・あっせんなど、いっさい行っていません。と、いっさい行っていません。の提示を求め、会社名や担当の提示を求め、会社名や担当さい。

